

山口県報

平成21年
11月27日
(金曜日)

目次

規則	一
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)	一
告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	三
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)	四
道路の区域の変更(道路整備課)	五
道路の供用の開始(道路整備課)	五
下関都市計画道路の変更(都市計画課)	六
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	六
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)	六
公有水面の埋立ての免許の届出願(港湾課)	七
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	七
道路の位置の指定(建築指導課)	九
公告	九
准看護師試験の実施(医務保険課)	〇
契約の締結(医務保険課)	〇
土地改良区役員の届出(農村整備課)	一
周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	一
周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	一
選管告示	一
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨に 関する告示の一部訂正	一

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第七十四号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表国体・障害者スポーツ大会局の部総務企画課の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 競技力向上対策に関すること。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。



山口県告示第四百三十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年十一月二十七日から同年十二月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 チタン工業株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の二五

- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 チタン工業株式会社宇部開発センター
 所在地 宇部市大字妻崎開作一八〇四番地
- 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 年 月 日 定 定	工 事 完 成 年 月 日 定 定	使 用 開 始 年 月 日 定 定
二六〇一 (二基)	三七	平成二一、 一、二〇	平成二一、 一、二〇	平成二一、 一、二〇
二六〇二	八	"	"	"

備考 「二六〇一」及び「二六〇二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供する洗浄施設及びろ過施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
二六〇一	二	六	三二
二六〇二	二	二〇	三二
二六〇三	二	五〇	三二
二六〇四	二	一五〇	三二
二六〇五	二	一〇	三二
二六〇六	二	四〇	三二
二六〇七	二	二〇	三二
二六〇八	二	三〇	三二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要	工 事 着 手 予 定 年 月 日 定 定	工 事 完 成 予 定 年 月 日 定 定	使 用 開 始 予 定 年 月 日 定 定
	中 和 処 理 施 設	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 製								
排水ろ過施設	ステンレス製	ステンレス製	四〇〇	中和	連続	二四時間	変動なし	平成二一、 一、二〇	平成二一、 一、二〇	平成二一、 一、二〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目				汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理後	処理前	処理後	処理前	通 常	最 大	
排水ろ過施設	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中和処理施設	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	
七	八	六	四〇〇
六	二〇	二〇	五二〇

山口県告示第四百三十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年十一月二十七日から同年十二月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 チタン工業株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の二五

二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 チタン工業株式会社宇部開発センター
所在地 宇部市大字妻崎開作一八〇四番地

三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供する洗浄施設及びろ過施設

四 排水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	項目		排出水の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	
"	七	排水素イオン濃度 (水素指数)	四〇〇
		化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	六	浮遊物質 (mg/l)	三六〇
		鉍油類 (mg/l)	
"	二〇	窒素 (mg/l)	四七〇
		リン (mg/l)	
"	二〇	最大値	五二〇
		最小値	

山口県告示第四百四十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 届出事項

加入区	住所	氏名	漁船損害等補償法 百十三条第一項の申 出をする漁業協同組 合
東和町東部加入区	大島郡周防大島町大字伊保田二五六	鶴村福太郎	山口県漁業協同組合
白木加入区	大字和佐三三四の三	小方 俊徳	
白木加入区	大字西方二一六八の二	三村 政史	
白木加入区	大字冲家室八一の二	古谷 晴夫	
橋加入区	大字東安下庄七六〇の五	宮本 浩司	
橋加入区	一八	大村 誠	
上関加入区	熊毛郡上関町大字長島二一八四六二	宮下 基祐	
上関加入区	二二九九二	山近 立巳	
徳山市加入区	周南市築港町一〇番二五号	高松 幸治	
山口市加入区	山口市秋穂二島四三三の三七	西山 靖雄	
山口市加入区	四三八の一	原田 義幸	
小野田加入区	山陽小野田市赤崎二丁目二番六号	渡壁 輝茂	
小野田加入区	赤崎一丁目五番五号	西村 広司	
厚狭加入区	大字郡五一九〇の一	末永 計豊	
厚狭加入区	五二五七	政田 勝美	
埴生加入区	大字埴生六三二の四	竹本 信正	
埴生加入区	八五〇	田中 儀一	
下関市東部加入区	下関市長府東待町二番九号	藤本 義孝	
下関市東部加入区	長府浜浦町三二番二号	松尾 隆	
彦島加入区	彦島海士郷町五番一九号	山口 弘	
彦島加入区	一〇番一二号	浦 寛治	
豊浦町加入区	豊浦町大字小串二二三〇の一	新田 正勝	
豊浦町加入区	二〇九七	吉岡 勉	
萩市中部加入区	萩市大字椿東一一八九の六八五	浅野 強志	
萩市中部加入区	一一八九の四九六	石飛 孝道	
萩市中部加入区		井町 哲夫	
指定漁船調書の縦覧			
加入区	縦覧	期	縦覧場所
東和町東部加入区	平成二十一年十一月二十七日から同年十二月十日まで		山口県漁業協同組合
白木加入区			
橋加入区			
上関加入区			

徳山市加入区	山口市加入区	小野田加入区	厚狭加入区	埴生加入区	下関市東部加入区	彦島加入区	豊浦町加入区	萩市中部加入区	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
--------	--------	--------	-------	-------	----------	-------	--------	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

山口県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 光柳井線
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
熊毛郡田布施町大字麻郷奥字杉田五二の一地先から同郡同町大字下田布施字熊王三八の六地先まで	旧	最狭 一三・四 及び 二六・二	一、三七・一・三 及び 二九四・四	ダブルウェイ	
	新	最狭 一三・三 及び 三六・六	一、二九四・四		
			敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			四・五	一、三七・一・三 及び 二九四・四	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
 路線名 光上関線
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
熊毛郡田布施町大字下田布施字本町五八〇の一地先から同郡同町大字字熊王三九九の一地先まで	旧	最狭 一七・八 及び 一七・五	一八三・二	県道光柳井線の道路の区域(重用)	
	新	最狭 一七・九 及び 一七・四	二七三・七		
熊毛郡田布施町大字下田布施字熊王三九九の一地先から同郡同町大字字海田二二七の三地先まで	新	最狭 三六・八 及び 三六・〇	四〇〇・八	道路改良工事の完了による。	

山口県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
光柳井線	熊毛郡田布施町大字麻郷字水久保一六五の二地先から同郡同町大字下田布施字熊王三八四の六地先まで	平成二十一年十一月二十七日

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
光上関線	熊毛郡田布施町大字下田布施字本町五八〇の一地先から同郡同町大字字海田二二七の三地先まで	平成二十一年十一月二十七日

山口県告示第四百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画道路を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画道路三・三・九長府綾羅木線
- 二 変更の内容
区域の変更

山口県告示第四百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
生島(1)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
長門市	三隅中	神主	三三二八の一 九八四 九八一 九八一 三二〇八の一	一号 二号 三号 四号 五号

国	貞	三一九八	六号
神	主	九六三の一 九六三の二 九五六 九五六 三一八二の八 三一八二の一 三一九〇の一 三一九〇の一 三一九六の一 三一九七 三二〇の一 三二七の四	七号 八号 九号 十号 十一号 十二号 十三号 十四号 十五号 十六号 十七号 十八号

山口県告示第四百四十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十五年山口県告示第四百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
装束町二丁目(3)地区に関する部分二
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
岩国市	装束町二丁目	七二八の一 七二八の二 一九の三 二二 二二 二八の一	一号 二号 三号 四号 五号 六号

- 22の地点 21の地点から三〇一度〇九分四一秒一・五九メートルの地点
- 23の地点 22の地点から三〇一度〇七分四三秒一〇・一九メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二九度五〇分四二秒七・八九メートルの地点
- 25の地点 24の地点から二九度一八分〇二秒一〇・一七メートルの地点
- 26の地点 25の地点から二九度二九分一七秒九・二五メートルの地点
- 27の地点 26の地点から二八度三九分五三秒一〇・一七メートルの地点
- 28の地点 27の地点から二八度五七分五秒三・五二メートルの地点
- 29の地点 28の地点から二八度五五分五〇秒五・九一メートルの地点
- 30の地点 29の地点から二八度五五分五七秒六・二五メートルの地点
- 31の地点 30の地点から二八度四四分〇七秒四・六五メートルの地点
- 32の地点 31の地点から二八度三度一分一秒三・九一メートルの地点
- 33の地点 32の地点から二八度五三分三九秒四・八九メートルの地点
- 34の地点 33の地点から二七度九度三七分四四秒九・七二メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二七度六度三七分〇七秒九・八二メートルの地点
- 36の地点 35の地点から二七度三度三六分一三秒九・七二メートルの地点
- 37の地点 36の地点から二七度四八分二七秒八・三七メートルの地点
- 38の地点 37の地点から二六度九度三二分一秒一・四八メートルの地点
- 39の地点 38の地点から二七度〇八分一五秒一〇・〇〇メートルの地点
- 40の地点 39の地点から二六度八度五四分〇秒一〇・〇〇メートルの地点
- 41の地点 40の地点から二六度九度三二分〇八秒五・一九メートルの地点
- 42の地点 41の地点から二六度九度四四分〇六秒五・八四メートルの地点
- 43の地点 42の地点から二七度〇八分五五秒二・七三メートルの地点
- 44の地点 43の地点から三度一六分一六秒二・四八メートルの地点

(三) 面積

- 1 第一区 一九三・〇六平方メートル
- 2 第二区 四三六・六九平方メートル

(二) 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置
 周南市大字戸田字桑代一四四九の一及び一四四九の五から一四四九の八まで、同大字字荒神免南一五二の二に沿接する道路から同大字字桑代一四四九の一までに沿接する市道桑原津木線並びに同字一五四に沿接する道路地内並びに同大字字荒神免南一五二の二に沿接する道路から同字一四四九の六に至る土地の地先公有水面

(二) 区域
 次の①の地点から②9の地点までを順次結んだ線及び①の地点と②9の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から一八三度三〇分一七秒一、二六九・六八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二一九度三六分四一秒八六・七〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二六八度三五分四一秒一・二・八二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三〇一度三〇分二七秒二〇・三五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一九五度一六分五五秒二三・一七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二七度〇七分三五秒二五・四〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から〇度一五分四六秒三二・〇六メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二六七度二五分五八秒二五・一四メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三二二度二〇分〇九秒三八・五五メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二二度五一分一八秒七七・八四メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二二度三四分一秒八・八七メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一一三度四八分三七秒一六・〇四メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一〇三度一三分三秒四二・一五メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から九二度〇八分一四秒二四・七五メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から八九度三十八分〇五秒五六・八〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一〇五度二分一四秒三七・一三メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一〇六度〇〇分三三秒五〇・九〇メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一一二度一五分一〇秒一九・六三メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一一九度三九分〇四秒一九・〇〇メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から二二七度三七分一八秒一一・二三メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から八二度五九分一七秒二二・七三メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から七五度四七分一三秒一五・二五メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から五三度五四分〇四秒九・六五メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から四二度一八分五六秒四九・四八メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から二二〇度一五分四三秒一四・八二メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から二二〇度一八分四四秒二四・七四メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から二二〇度一〇分〇六秒三五・二九メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から二二〇度〇〇分四六秒一・四一メートルの地点

(三) 面積

三四、五二四・八二平方メートル

三 埋立地の用途

道路用地

四 出願人

周南市岐山通一番一号

周南市

周南市長 島津 幸男

五 出願の年月日

平成二十一年十一月九日

山口県告示第四百四十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十一年十一月二十七日

柳井港港湾管理者

山口県

山口県知事

二井 関成

一 埋立区域（第二工区の二の二の一）

(一) 位置

柳井市柳井字宮本塩浜一五七八の一から同字一五七八の三七を経て同字一五七八の三〇に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ昭和六十三年五月二十七日付け指令港湾第一六四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・+二・八〇メートル）、2の地点から5の地点までを順次結んだ線、5の地点と6の地点を結ぶ昭和五十七年秋分の満潮位（D・L・+二・八〇メートル）における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と6の地点を結ぶ平成十七年三月三十日付け指令平一六港湾第一〇四九〇号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・+二・八〇メートル）に囲まれた区域

1の地点 柳井市柳井字中開作松ヶ崎の松ヶ崎三等三角点（北緯三三度五七分四

〇・三四一秒東経一三三度〇七分〇〇・四〇七秒）から一二四度五九分一五秒七六一・七〇メートルの地点

2の地点 1の地点から一九二度三七分〇八秒二・〇〇メートルの地点

(三) 面積

九八三・三一平方メートル

二 免許の年月日及び番号

昭和五十九年九月十九日 指令港湾第三六七号

三 関係図書を閲覧できる市町

柳井市

四 認可を受けた者

柳井市南町二丁目一〇番二号

柳井市

柳井市長 井原健太郎

五 認可の年月日

平成二十一年十一月十九日

山口県告示第四百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
柳井市柳井字木ノ芽一〇四二の四	五・〇〇六・〇	四八・三	二七一・〇六



(三六二) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三三号。以下「法」という。)第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成二十二年二月十日(水曜日)午後一時から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール及び視聴覚室

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

三 受験資格

法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成二十二年一月四日(月曜日)から同月十二日(火曜日)まで(郵送の場合は、一月十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県健康福祉部医務保険課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 受験資格証明書

(三) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十二年三月十一日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医務保険課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医務保険課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医務保険課(電話〇八三―九九三三―二九二八)にすること。

(三六三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七番地

二 落札に係る物品の名称及び数量

遠隔操作式エックス線透視撮影装置 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十一年十一月十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士フィルムメディアカル株式会社 東京都港区西麻布二丁目二六番三〇号

六 落札金額

一億九百二十万円

七 入札公告日

平成二十一年九月二十九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 中安 清

- (一) 調達方法
購入
- (二) 落札方式
最低価格

(三六四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住	所
美祢市西厚保土地改良区	理事	今井 茂明	美祢市西厚保町原一七九	

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住	所
美祢市西厚保土地改良区	理事	藤井 和夫	美祢市西厚保町原四五〇	

周南市佐畑土地改良区	西郷 隆	周南市大字戸田四七二三
------------	------	-------------

(三六五) 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画公園三・三・三百十三華西公園

- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(三六六) 周南都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画市場二周南市地方卸売市場水産物市場

周南都市計画市場三周南市地方卸売市場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第百三十三号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、候補者河村建夫の出納責任者から訂正の報告があったので、衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨に関する告示(平成二十一年山口県選挙管理委員会告示第九十二号)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十一年十一月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

3 報告書の要旨の候補者河村建夫に係る部分中

「収入 4,146,576」を

「支出 3,996,576」に

「差額 355,350」を

平成二十一年十一月二十七日発行

発行所

山口県知事

「交」
「広」
「今」
「今」
「総」
「総」
「交」

267,159」
1,239,286」
1,055,686」
11,940,853」
11,519,062」
11,940,853」
11,519,062」